附　則 ［１・２　略］ （企画官の設置期間の特例） ３　第四条第一項の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　［略］	附　則 ［１・２　同上］ （企画官の設置期間の特例） ３　第八条第一項の企画官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ４　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

○内閣府令第三十八号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項及び船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項の規定に基づき、内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する内閣府令（昭和三十七年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。	内閣府の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。
［略］	［同上］
宮内庁京都事務所長	宮内庁京都事務所長
公正取引委員会事務総局官房総務課長	［同上］
［略］	［同上］
中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長	中国四国管区警察局総務監察・広域調整部長
九州管区警察局総務監察・広域調整部長	［同上］
［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（企画官） **第二条**　人事課に、企画官二人を置く。 ２　［略］	（企画官） **第二条**　人事課に、企画官一人を置く。 ２　［同上］